

定 款

日本電子材料株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本電子材料株式会社と称し、英文ではJAPAN ELECTRONIC MATERIALS CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 半導体検査用部品並びにこれに関する部品の製造販売
(2) 電子機器・電気機器並びにこれらに関する部品の製造販売
(3) 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得をする権利
(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及

び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し

て、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会規則)

- 第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

- 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締

役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集手続）

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規則）

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（監査等委員会の決議の方法）

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第32条 当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

（事業年度）

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなおお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

1. この定款の改廃は、株主総会の決議によりこれを行う。
2. この定款は、1960年4月6日より制定施行する。
3. この定款は、1970年6月30日一部改定施行する。
4. この定款は、1972年10月4日一部改定施行する。
5. この定款は、1976年2月28日一部改定施行する。
6. この定款は、1982年10月20日一部改定施行する。
7. この定款は、1984年9月27日一部改定施行する。
8. この定款は、1984年11月12日一部改定施行する。
9. この定款は、1988年10月8日一部改定施行する。
10. この定款は、1990年9月17日一部改定施行する。
11. この定款は、1995年12月25日一部改定施行する。
12. この定款は、1998年3月5日一部改定施行する。
13. この定款は、1998年7月1日一部改定施行する。
14. この定款は、1999年6月29日一部改定施行する。
15. この定款は、2001年6月28日一部改定施行する。
16. この定款は、2001年10月1日一部改定施行する。
17. この定款は、2002年6月27日一部改定施行する。
18. この定款は、2003年8月25日一部改定施行する。
19. この定款は、2004年6月25日一部改定施行する。
20. この定款は、2005年6月24日一部改定施行する。
21. この定款は、2006年6月23日一部改定施行する。
22. この定款は、2008年6月24日一部改定施行する。
23. この定款は、2009年6月25日一部改定施行する。
24. この定款は、2015年6月25日一部改定施行する。
25. この定款は、2017年6月27日一部改定施行する。
26. この定款は、2022年6月24日一部改定施行する。